会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北農政局長が別に定める手続に基づいて一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。

④　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、上記２⑴③の再認定を受けた者を除く。

⑤　次に掲げる施工実績を有すること。

ア　平成20年４月１日以降に、元請けとして自ら製作・据付し、完成・引渡しが完了した次の同種工事の施工実績。ただし、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社が同種工事の施工実績を有すること。また、共同企業体としての施工実績は、出資比率が20％以上のものについて認める。

なお、「自ら製作」とは、自社工場での製作に限定するものではなく、その施工能力（総合的な企画、調整及び指導）があることを条件にしたものである。また、据付も同様である。

イ　「同種工事」とは、「機械器具設置工事（ポンプ設備の製作・据付）」とする。施設規模については問わない。

ウ　当該実績が各地方農政局（沖縄総合事務局を含む。）発注工事である場合にあっては、工事成績評定表の評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

⑥　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。ただし、契約締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間で、詳細は特別仕様書による。）及び工事完成後、検査が終了し事務手続、後片付け等のみが残っている期間においては、工事現場への専任を要しない。

また、本工事の工場製作のみが行われている期間は、主任技術者又は監理技術者の専任は要しないが、工場から現地へ工事の現場が移行する時点からは、主任技術者又は監理技術者を専任で配置できるものでなければならない。

なお、必ずしも一人の技術者である必要はなく、工場製作・現場据付時で別の技術者を配置しても差し支えない。

加えて、本工事は余裕期間を設定しており、特別仕様書に示す余裕期間内で着手までの間は、技術者等（現場代理人を含む）の配置は必要なく、着手日までに配置できること。

ア　建設業法（昭和24年法律第100号）第７条第２号イ、ロ又はハのいずれかに該当する者であること。

なお、建設業法に示す実務経験は「機械器具設置工事業」とする。

イ　監理技術者は、監理技術者資格者証（機械器具設置工事業）及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

ウ　上記⑤に掲げる同種工事の施工経験を有する者であること。経常建設共同企業体にあっては、一人の主任技術者又は監理技術者が上記⑤の同種工事の施工経験を有すること。

また、当該経験が各地方農政局（沖縄総合事務局を含む。）発注工事である場合にあっては、工事成績評定表の評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

なお、工場製作における配置予定の技術者と据付工事における配置予定の技術者が異なるときは、工場製作における配置予定技術者は工場製作の施工経験を、据付工事における配置予定技術者は据付工事の施工経験を有するものであること。

エ　主任技術者又は監理技術者にあっては直接的、かつ、恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を確認することができる資料を求めることがあり、その確認がなされない場合は入札に参加できないことがある。

なお、「恒常的な雇用関係」とは入札の締切日以前に３ヶ月以上の雇用関係があることをいう。

⑦　技術提案が適正であること。

⑧　申請書の提出期限の日から開札時までの期間に、東北農政局長から東北農政局工事請負契約指名停止等措置要領（平成15年９月１日付け15北総528号（経）東北農政局長通知）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑨　当該工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

⑩　同一入札に参加しようとする複数の者の関係において、資本関係又は人的関係がないこと。

⑪　農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成19年12月７日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑫　次に掲げる届出をしていない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

ア　健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

イ　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

ウ　雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務

⑬　工事完成、引渡し後においても設備・製品の保守管理（通常時及び緊急時）の対応が速やかにできる体制が会社組織（協力会社を含む。）として整備されていること。

３　総合評価落札方式に関する事項

⑴　施工体制確認型総合評価落札方式の概要

本工事は、標準点（上記２の競争参加資格要件を満たしている場合に付与する点数）に施工体制評価点（品質確保の実効性及び施工体制確保の確実性に応じて付与する点数）及び加算点（企業評価及び技術提案の評価に応じて付与する点数）を加えた点数と、入札価格を総合的に評価し、落札者を決定する施工体制確認型総合評価落札方式とする。

⑵　評価項目

①　施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）

②　企業評価

③　技術提案

⑶　総合評価の方法

①　「標準点」を100点とし、「施工体制評価点」の最高点を30点、「加算点」の最高点を50点とする。

②　「施工体制評価点」の算出方法は、技術資料の内容に応じ、上記３⑵①の評価を行い、「施工体制評価点」を与える。

③　「加算点」の算出方法は、上記３⑵②及び③について評価した結果、得られた「評価点の合計値」に、加算点の最高点50点を評価点の最高点（満点）で除した値を乗じて求められる点数を「加算点」として与える。（加算点＝評価点の合計値×（加算点の最高点50点／評価点の最高点（満点）））

なお、本工事の評価点の最高点（満点）は、入札説明書に示すとおりである。

④　価格と価格以外の要素を総合的に評価する施工体制確認型総合評価落札方式（標準Ａ型）は、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格（以下「予定価格」という。）の制限の範囲内での入札参加者の「標準点」、「施工体制評価点」及び「加算点」の合計を入札参加者の入札価格で除して得た数値（（標準点＋施工体制評価点＋加算点）／入札価格。以下「評価値」という。）により行う。

⑤　「施工体制評価点」の評価結果が低い者に対しては、「加算点」についても減じる措置を行う。

⑷　落札者の決定方法　入札参加者の「評価値」の最も高い者を落札者とする。

なお、落札の条件は、次のとおりとする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって、著しく不適当であると認められるときは、入札価格が予定価格の制限の範囲内である者、かつ、適切な入札価格と考えられる入札をした者のうちから、「評価値」の最も高い者を落札者とすることがある。「評価値」の最も高い者が２者以上ある場合は、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

①　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。